

重要な公的地位を要する者（PEP）についての情報および顧客/受益者の自己申告

「重要な公的地位を要する者」の定義（貿易規制 GewO1994 パラグラフ 365 より抜粋）

重要な公的地位を要する者（PEP）とは、重要な公的な役職に就く、あるいは就いていた自然人のこと。以下の者が含まれる：

- a) 元首、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣および長官や次官
- b) 国会議員または同系の立法機関の職員
- c) 政党の幹部
- d) 特別な事情を除き、その決定に対しもはや法的措置を取ることができない最高裁判所、憲法裁判所、その他高級裁判所の裁判官
- e) 会計検査院の職員または中央銀行の役員
- f) 大使、代表および国防軍の幹部
- g) 国有企業の経営陣、運営陣あるいは取締役
- h) 国際機関の所長、副所長および運営陣に関わる、あるいは同系の役割がある役員

a から h までに述べられた公的職務には、中位または下位の職員は含まれない。

「家族」とは以下の者を指す：

- a) 重要な公的地位を要する者の配偶者または重要な公的地位を要する者の配偶者と同じ地位にある者
- b) 重要な公的地位を要する者の子供とその配偶者、またはその配偶者と同じ地位にある者
- c) 重要な公的地位を要する者の両親

「親しい人物」とは：

- a) 重要な公的地位を要する者と共に広く知られている、法人または法的協定の受益者である自然人、または他に重要な公的地位を要する者と親しい仕事関係がある自然人。
- b) 法人または法的協定の唯一の受益者である自然人で、重要な公的地位を要する者により事実上有利になることが知られている人。

顧客/受益者の自己申告

氏名：

私は（PEP 資格を記述）として、「重要な公的地位を要する者」です。

.....

私は「重要な公的地位を要する者」ではありません。

.....
場所/日時

.....
顧客/受益者 署名

注意：顧客/受益者が PEP の対象である場合、常に最大の注意義務を払わなくてはならない！